

藤沢市教育委員会 9 月定例会会議録

日 時 2016 年（平成 28 年）9 月 14 日（水）
午後 6 時 00 分
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（損害賠償額の決定について）に同意することについて）
 - (2) 臨時代理の報告について（市議会定例会提出議案（平成 28 年度藤沢市一般会計補正予算（第 4 号）に同意することについて）
 - (3) 臨時代理の報告について（藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について）
- 5 議 事
 - (1) 議案第 21 号 平成 28 年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定について
 - (2) 議案第 22 号 平成 28 年度（平成 27 年度実績）藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について
 - (3) 議案第 23 号 藤沢市市民ギャラリー運営協議会の委嘱について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 中 林 奈美子
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育部長	吉 住 潤	教育次長	小 林 誠 二
生涯学習部長	秋 山 曜	教育部参事	神 尾 友 美
生涯学習部参事	藤 本 広 巳	教育部参事	神 尾 哲
生涯学習部参事	川 俣 誠	教育部参事	松 原 保
教育部参事	小 池 規 子	学校教育企画課長	齋 藤 直 昭
学校施設課長	山 口 秀 俊	教育総務課主幹	佐 藤 繁
教育指導課主幹	窪 島 義 浩	生涯学習総務課	山 口 雄 賢
学校教育企画課	石 井 宏 樹	主幹	
主幹		生涯学習総務課	田 代 俊 之
学校教育企画課	繁 里 洋 子	課長補佐	
指導主事			
書 記	西 山 勝 弘		

小竹委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 9 月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、5 番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、3 番・中林委員、5 番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 これより教育長報告を行います。

(1) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(損害賠償額の決定について)に同意することについて)、(2) 臨時代理の報告について(市議会定例会提出議案(平成 28 年度藤沢市一般会計補正予算(第 4 号))に同意することについて)、(3) 臨時代理の報告について(藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について)、一括して報告をお願いいたします。

吉田委員 それでは、臨時代理の報告について、一括してご報告申し上げます。

教育委員会会議の議案として提出すべきところ、臨時会を開催する暇がなく、緊急やむを得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、それぞれ(1)、(2)については 8 月 24 日、(3)については 8 月 29 日付で臨時に代理したものです。このことから同規則第 3 条第 2 項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日、ご報告させていただきます。(議案書参照)

はじめに、(1) 市議会定例会提出議案(損害賠償額の決定について)に同意することについて)でございます。この議案につきましては、学校給食課職員が給食費を私的に流用していたことにより生じた食材費未払いに係る損害賠償額の決定をするために、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、市議会に提出したものです。損害賠償額は 6,470 万 2,873

円でございます。相手方につきましては、議案書に記載のとおりです。

事案の概要でございますが、学校給食課に所属する職員が、学校給食会として食材納入業者へ支払う共同購入物資に係る食材費を私的に流用していたことにより、平成27年1月から3月までの食材費が未払いとなり、食材納入業者に対して損害を与えたものです。この事案につきましては、国家賠償法第1条第1項の規定により、食材納入業者に対する賠償責任は本市にあることから、損害賠償額の決定についてお諮りしたものです。

なお、今後、このようなことが二度と起きないように再発防止に努めていくとともに、当該元職員への求償については、弁護士及び関係部署と連携を図り、あらゆる手段を講じて全額回収に向けて取り組んでまいります。

次に、(2) 市議会定例会提出議案(平成28年度藤沢市一般会計補正予算(第4号))に同意することについてでございます。まず、教育部の歳出でございますが、1の学校給食運営管理費については、本市元職員による学校給食費着服により、食材費が未払いになっている業者に対する補償に係る経費で、補正額は6,470万3,000円でございます。以上、教育部の歳出の補正額は6,470万3,000円でございます。なお、詳細につきましては、2ページをご参照いただきたいと思います。

次に、(3) 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正についてでございます。改正する規則につきましては、新旧対照表をご覧ください。第4条の第8号において、教育総務課の分掌事務として、教育総務課が扱う教育部の予算について、経常的経費に限らず、政策的経費についても対象となるよう変更するものです。

それでは、臨時代理書を読み上げます。(議案書朗読)

神尾教育部参事 誤記の訂正をお願いいたします。13ページの新旧対照表の「現行」(8)教育委員会における予算(経常的経費に係る予算に限る。)の括弧内が線で消されておりますが、現行ですので、生きておまして、解釈として改正後になくなりますので、ご理解いただきたいと思います。

小竹委員長 ただいまの教育長報告及び誤記の訂正について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 議事に入ります前に、議案第21号平成28年度藤沢市教育文化貢献者感謝会被表彰者の決定については、会議を公開することにより、個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、また、意志決定の過程における情報で、表彰に関わる事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあります。以上の理由から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法

律(平成 26 年法律第 76 号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 6 号ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 ご異議がないようですので、議案第 21 号は後ほど非公開での審議いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 22 号平成 28 年度(平成 27 年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

齋藤学校教育企画課長 議案第 22 号平成 28 年度(平成 27 年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について、ご説明いたします。

この議案を提案したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要によるものです。

それでは、報告書の内容に沿ってご説明いたします。(資料参照)

1 ページの 1 実施方針、2 趣旨、3 実施方法については、記載のとおりです。今年度も昨年度と同様に、点検評価結果と全事業の進行管理を合わせた報告書を作成し、評価委員からいただいたご意見については、今後の計画の進行や見直しなどに生かしてまいりたいと考えております。

2 ページは、4 藤沢市教育振興基本計画 評価委員会委員の名簿となります。委員長には湘南工科大学准教授の三浦康之氏、副委員長には学校・家庭・地域連携推進会議会長 会長の栃本 親氏、委員には横浜国立大学准教授の藤井佳世氏、藤沢市 PTA 連絡協議会 副会長の市村杏奈氏の 4 名により、評価委員会を組織いたしました。

5 開催状況は、第 1 回を 7 月 1 日に実施し、教育振興基本計画にある 99 事業についての質疑応答の後、点検・評価の対象となる事業の抽出を行い、8 事業を対象としました。なお、8 事業の一覧については 5 ページに記載しております。第 2 回は 7 月 11 日に実施し、点検・評価の対象となった事業について、担当課より事業説明を行い、質疑応答を行っております。第 3 回は 8 月 9 日に実施し、対象事業及び進行管理について講評と点検・評価及び進行管理を通じての教育委員会へのアドバイスをいただいております。

3 ページからは第 1 部の教育委員会点検・評価ですが、先ほどご説明し

たとおり、5 ページが点検・評価対象の 8 事業の一覧、6 ページから 13 ページが各事業の報告書となっており、14 ページから 20 ページが点検・評価のまとめとなっております。評価委員会からいただいたご意見とそのご意見を踏まえた各事業の今後の方向性を記載しております。

点検評価対象の 8 事業に対する主なご意見と今後の方向性をご紹介します。14 ページ「143 八ヶ岳野外体験教室の充実事業」については、委員から「八ヶ岳の大自然の中で行う野外体験は、子どもたちの個性や自主性・創造性を養う大変貴重な場であり、大切な事業である。」「学校利用以外の利用者拡大を図るため、情報提供等を積極的に行うべき。」等のご意見をいただいております。担当課からは「引き続き、児童生徒の自主性や創造性が伸びるよう、教育施設としての充実を図っていきます。」「広報やホームページ等を活動し、情報発信を継続していきます。」とお答えしております。

「339 中学校給食施設整備事業」については、委員から、「神奈川県は全国的にも中学校給食の普及率が低いこともあり、既定の方針どおり着実に推進していただきたい。」「メニューの名前の工夫、地産地消の推進、一日単位の予約方法など給食利用促進の取り組みを進めてほしい。」等のご意見をいただいております。担当課からは「今後も計画的に進めていくとともに、生徒・教員・保護者からの意見を伺いながら、創意工夫を重ねていきます。」とお答えしております。

「422 総合市民図書館市民運営事業」については、委員から、「NPO 法人による運營業務は、専門性がある市民スタッフが運営することにより、施策の柱に寄与している。」「貸出件数の目標と実績に大きな乖離が見られるので、今後、議論を進めてほしい。」等のご意見をいただいております。担当課からは、「NPO 法人による運営は、今後も検証を行うとともに、総合市民図書館との連携を図りながら、図書館サービスの充実に努めていきます。」「目標値については、今後、適切な取り組み目標の設定を検討していきます。」とお答えしております。

「426 子ども読書活動推進事業」については、委員から、「子どもの読書環境の整備の一環として、学校図書専門員との連携が図られており、団体貸出件数が目標を上回るなど、子どもの読書環境推進に大きく寄与していると思う。」とのご意見をいただいております。担当課からは、「今後もすべての子どもが本に親しむことができるまち ふじさわをめざし、事業に取り組んでいきます。」とお答えしております。

「516 アートスペースの整備・運営事業」については、委員から、「藤沢市とゆかりのある芸術家の掘り起こしをし、専門の職員を配置するなど、

生きた運営をしているという印象を持った。」とのご意見をいただいております。担当課からは、「藤沢を中心として活動する若手芸術家の支援につながる企画展の開催や身近な美術鑑賞の機会等を提供することで、本市の美術の振興を図っていきます。」とお答えしております。

「528 (仮称) ふじさわ宿交流館の整備・運営事業」については、委員から、「街道筋の整備とリンクしており、エリア全体が1つのプランに基づいていると感じ、構想がよく練られていると感じた。」とのご意見をいただいております。担当課からは、「地域住民等で構成された運営協議会を中心にさまざまな団体と連携しながら、より多くの方に来ていただける運営を行っていきます。」とお答えしております。

「621 子どもの体力向上対策事業」については、委員から、「児童生徒の実態に応じたプログラムを実施するために、測定の継続と同時に、測定結果を反映した取り組みの提案や児童一人ひとりの体力向上を進めることを期待しています。」とのご意見をいただいております。担当課からは、「関係団体と連携をし、体力テストの実施結果を基にした事業に取り組んでいきます。」「体力テストの結果分析を継続して実施していきます。」とお答えしております。

「825 学校防犯対策強化事業 (子ども110番・安全マップ)」については、委員から、「子どもが住んでいる地域の環境を学ぶことにより、防犯意識が醸成することは重要だと思う。」「実施校が毎年2校程度では、施策の効果が2校程度にしか及ばない理屈になる。」等のご意見をいただいております。担当課からは、「地域安全マップづくりについては、学校安全担当者を対象とした研修を実施し、すべての教員への周知を図っていきます。」とお答えしております。

続きまして、21ページからは、第2部「藤沢市教育振興基本計画の振興管理」となります。23ページから41ページは、基本方針や施策の柱ごとにまとめた自己評価となっており、42ページから97ページが99事業の進捗状況報告書となります。それぞれの事業の「評価」については、22ページの評価基準のとおりです。

続きまして、98ページから106ページまでが進行管理についての質疑応答及び評価委員会からのご意見をまとめたものです。

107ページから109ページまでが、評価委員から点検評価及び進行管理を通じての藤沢市教育委員会に対するアドバイスを記載したものです。

三浦委員長からは2点、1点目としては、アトスペースや藤沢宿の関連事業など、立ち上げから間もない事業について質疑応答を行ううち、考えていた以上に、しっかりとした構想の基に事業が組み立てられていると

いう印象を持った。今後も子どもたちや地域の発展のために委員会における議論をご参考に事業を進めてほしい。2点目としては、事業に対する評価を行う際に、実績のみに注意が向きがちだが、その取組を実施したことによって、現場にどのような変化がもたらされたのかということに着目して、事業に対する効果を評価した方がよいと思う。

栃本副委員長からは、教育振興基本計画に無駄な事業は1つもないということと、それぞれの事業が昨年度より進んでいることがわかり、達成に向けて確実に実行されてきていると感じた。しかし、進め方として評価委員4人だけでなく、学校教職員や保護者、市民の方々ともコミュニケーションをとって意見をもらうのもよいかとも感じた。これからも「藤沢っ子」のために「藤沢っ子の笑顔」のために、よりよい学校環境整備に努めていただきたい。

藤井委員からは、今年度からこの点検・評価に関わったが、多様な事業が展開されており、地方教育行政の重要性を改めて実感した。また、いずれの事業においても、家庭・学校・地域・行政の連携のあり方が重要だと感じた。なお、評価に当たっては、数の目標はとても重要だが、並行して各施設の利用の深さや数だけではない指標があると、市民等による独自の取り組みについても高く評価できるように感じた。今後はさらに各専門性の発揮や科学的観点からのアプローチなどにより、食、身体、運動を含めた子どもの暮らしと市民の生活環境が充実することを期待する。

市村委員からは、現代は知りたいことがあれば、検索ワードを打てばすぐに調べられる世の中だが、やはり「体験」や「経験」に勝るものはないと思っている。しかし、家庭ではなかなか機会をつくることができない。そのような中で、学校の授業での体験や経験を重視した取組、歴史や文化・芸術に触れることができる施設、想像力や考える力を養う本の充実など、藤沢市の事業によって子どもたちが体験し経験できるということは、保護者にとってとてもありがたいことだと思う。また、行政だけでなく、それらが地域の人たちによって支えられているということも常に感じている。これからも市民の意見やニーズを取り入れながら、柔軟により良い形にして進めてもらえたらと思う。とのアドバイスをいただいております。

続きまして、111ページから114ページまでは、第3部「教育委員会の活動状況」を記載いたしました。115ページから120ページは「参考資料」として、藤沢市教育振興基本計画 体系図及び評価委員会設置要綱を添付しております。なお、この点検・評価の報告書については、市議会9月定例会の決算資料として議会に提出してまいります。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 22 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第 22 号平成 28 年度(平成 27 年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理については、原案どおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

小竹委員長 次に、議案第 23 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。生涯学習部の説明をお願いします。

川俣生涯学習部参事 議案第 23 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。この議案は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するために提案するものです。藤沢市民ギャラリー運営協議会は、藤沢市民ギャラリー条例第 10 条の規定に基づき設置するもので、市民ギャラリーの運営及び管理について教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる機関となっております。藤沢市民ギャラリー条例の第 10 条の規定により、委員の定数は 7 人となっております、委員の任期は 2 年となっております。委員の選出区分、内訳としましては、記載のとおり、学識経験者 2 名、利用者代表 5 名でございます。備考欄にはそれぞれ委員の選出母体が記載されておまして、今回も従来どおりで、変更はございません。また、男女の内訳につきましては、男性委員 4 名、女性委員 3 名となっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

小竹委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 23 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

小竹委員長 それでは、議案第 23 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱については、原案どおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

小竹委員長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会からきょうまでの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。10 月 19 日(水)午後 3 時から、傍聴者の定員は 20 名、場所は森谷産業旭ビル 4 階 第 1

会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は10月19日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開での審議の日程はすべて終了いたしました。

午後6時33分 閉会